



木曾三川下流部における不法係留船対策に係る計画（第2次）を策定しました。

木曾川下流河川事務所の管内には不法係留船が多数散在し、さまざまな河川管理上の支障を引き起こしているため、計画的な不法係留船対策を講じる必要があると考え、木曾三川下流部船舶対策協議会を設立し、平成23年に「木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書」を策定しました。

しかし、計画期間が過ぎた現在でも不法係留船対策は完了していないため、今回あらたに第2次計画を策定し、計画的かつ段階的に不法係留船対策を実施していきます。

1. 策 定 平成30年2月20日（火）
2. 配付資料 木曾三川下流部における不法係留船対策に係る計画（第2次）
3. 解 禁 指定なし
4. 配 布 先 桑名市政記者クラブ、大垣市政経済記者クラブ、津島記者会

問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局 木曾川下流河川事務所	
副所長（事務）	大石 晴義 TEL：0594-24-5718
専門官	大門 徳弘 FAX：0594-24-5725

※ 第2次計画本文は、こちらよりホームページをご覧ください。

URL：<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/keikaku/keiryusen.html>

木曾三川下流部における 不法係留船対策に係る計画（第2次）

【概要】

国土交通省中部地方整備局
木曾三川下流部船舶対策協議会

第1次計画における課題と第2次計画の基本的事項

I. 不法係留船対策における現状と課題

1. 第1次計画の策定

- ◆ 河川区域内の不法係留船は、河川管理上さまざまな支障を引き起こしていた。
- ◆ 不法係留船の数が多く、全ての不法係留船に対策を実施することが困難であることから、実効性のある対策を計画的かつ段階的に講ずるため、協議会の設置、第1次計画の策定を実施してきた。
- ◆ 第1次計画の期間が過ぎた現在でも対策は完了しておらず、同計画の見直しが急務となっている。



係留杭の設置による護岸損傷



出水による船舶の転覆

2. 重点的撤去区域等における不法係留船対策

- ◆ 第1次計画において、重点的撤去区域の設定、是正措置等を実施し、約100隻の不法係留船舶撤去を行ってきたが、未だ全面的な解消には至っていない。

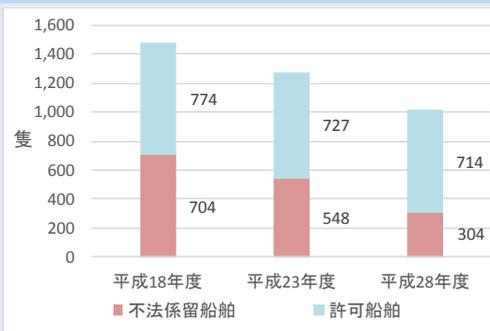
重点的撤去区域の状況(H27.8)



海津市海津町油島地先



桑名市長島町西川地先から船頭平開門木曾川水路



木曾三川下流部における不法係留船舶数の推移

3. 変形護岸の維持管理

- ◆ 生業船の定義が曖昧である。
- ◆ 占有者が係留船舶数を適正に把握できていない。
- ◆ 船舶の係留を一時的に認めている変形護岸の移動が十分に成されていない。
- ◆ 整理・集約や占有廃止が進んでいない。
- ◆ 洪水時等における十分な安全対策が確保されていない。
- ◆ 収容能力が不足している上、土砂堆積や樹林化している施設が存在している。
- ◆ 水上バイク等の離発着場所となり、占有目的以外の利用形態となっている。



土砂堆積した変形護岸

4. 恒久的係留・保管施設

- ◆ 新たな恒久的係留・保管施設についての具体的な整備予定がない。
- ◆ 他水域管理者との連携が十分に図られず、既存施設の活用に向けた取り組みが効果的に実施されていない。

5. 河川法施行令の改正

- ◆ 河川法施行令が平成26年4月に施行され、船舶など河川管理者が指定したものを「みだりに捨て又は放置すること」が禁止行為として追加され、罰則適用の対象とすることが可能となった。

不法係留船の状況・第1次計画における課題・法整備の拡充を踏まえ、第2次計画を策定

II. 不法係留船対策に係る基本的事項

1. 目的

- ◆ 地球温暖化に伴い今後さらに洪水や高潮による浸水被害の頻発化・激甚化が懸念され、南海トラフの発生が危惧される当該地域において、引き続き関係機関と連携・協力しつつ、効果的な不法係留船対策を実施する。
- ◆ 現状の課題や河川整備計画、推進計画を受けた法整備を踏まえた対策を実施するものとする。

2. 対象期間

- ◆ 対象期間は、平成30年度から34年度までの5カ年間とする。

3. 対象区域

- ◆ 対象区域は、木曾川、長良川及び揖斐川の木曾三川下流部（木曾川下流河川事務所管内）とする。

第2次計画での実施事項と年次計画

不法係留船対策の実施事項・関係機関ごとの役割を具体的に記載

Ⅲ. 不法係留船対策に係る実施事項

1. 全般的事項

- ◆ 以下に示す実施項目は、関係機関との役割分担を明確にした上で連携・協力しながら推進するとともに、PDC Aサイクルにより継続的に評価・改善等を行う。
- ◆ 地域住民のさらなる理解向上を図るために広報活動に積極的に取り組む。

2. 重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策

- ◆ 河川法に基づく河川監理員の指示並びに監督処分、及び簡易代執行及び行政代執行を実施し、継続的に監視を行う。
- ◆ 重点的撤去区域を必要性の高い区域から順次設定する。
- ◆ 重点的撤去区域以外の河川区域については、河川監理員の指示を含めて適切な指導を行う。



代執行の実施の様子（左：H22 下坂手変形護岸 右：H23 西川地先）

3. 変形護岸の適正な維持管理

(1) 係留許可船舶の適正な管理

- ◆ 許可係留船舶は、漁船及び生業船に合致し「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」とする。
- ◆ ナンバープレートの船外貼付を義務づける。
- ◆ 一定期間利用実態がない船舶は、係留許可を取り消す。
- ◆ 係留船舶の権利譲渡や隻数の追加等について定期的に調査・指導・監視する。
- ◆ 出水時等における船舶の避難場所を確実に確保し、避難方法を維持管理計画書に明記する。
- ◆ 船舶の係留を一時的に認めている変形護岸は、平成34年度までに船舶の移動を完了する。

(2) 変形護岸の適正な維持管理

- ◆ 変形護岸内の維持管理は、占有者または利用者により行い、具体的な内容は維持管理計画書に記載する。
- ◆ 整理・集約、占用廃止を進め、必要に応じて締め切り等を実施する。
- ◆ 占用廃止した変形護岸は、適正な管理が実施される場合のみ、新たな水面利用のための占用協議に応じる。
- ◆ 占用目的以外の利用形態となっている変形護岸は、水上バイクの離発着場所などの新たな活用方を検討する。



変形護岸と係留許可船舶の状況



変形護岸の締め切り(下坂手)

4. 既存の恒久的係留・保管施設の活用

- ◆ 自己責任の原則を前提にし、水面利用のルールやマナーに関する意識啓発活動を行う。さらに、既存施設の利用状況や活用方策等の情報を関係者間で共有し、プレジャーボートの移動を支援する。
- ◆ 新たな施設の整備については、整備主体別の事業スキームの基本的な検討を行う。
- ◆ 自宅等陸上での保管も視野に入れた条例の制定を検討する。

5. 河川法施行令に基づく放置禁止指定

- ◆ 河川法施行令に基づく放置禁止指定を平成30年度中に行い、平成34年度までに放置艇ゼロを目指す。

Ⅳ. 不法係留船対策に係る年次計画

1. 重点的撤去区域の設定状況

- | | | | |
|---|--------------|--------------------------|---------------------------|
| ① | 平成26年4月14日公示 | 海津市海津町油島地先（治水神社から大江樋門付近） | （揖斐川左岸13.6k 付近から14.6k 付近） |
| ② | 平成24年4月11日公示 | 桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路 | （木曾川右岸10.4k 付近から12.6k 付近） |
| ③ | 平成23年6月22日公示 | ケレップ水制群 | （木曾川右岸14.0k から24.4k 付近） |

2. 重点的撤去区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画

- | | | | |
|---|-----------|--------------------------|---------------------------|
| ① | 平成30～34年度 | 海津市海津町油島地先（治水神社から大江樋門付近） | （揖斐川左岸13.6k 付近から14.6k 付近） |
| ② | 平成30～34年度 | 桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路 | （木曾川右岸10.4k 付近から12.6k 付近） |